

第24期宝塚市農業委員会

令和5年第4回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年4月24日

(2023年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和5年第4回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)4月24日(月)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所 第二庁舎会議室AB

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番 平塚 三郎	8番 中西 恵子
2番 今里 浅一	9番 平井 公雄
3番 阪上 勝弥	10番 林 五郎
4番 山添 令子	11番 上田 健
5番 中西 瞳	12番 嶽 広行
6番 阪上 秀一	
7番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員 13番 篠木 秀夫

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員、2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第94号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画決定の件

2 報告第116号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件

3 報告第117号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件

4 報告第118号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明
の件

令和5年 第4回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年4月24日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和5年第4回総会を開催いたします。本日は、篠木委員が欠席ですが、第4回総会は成立しています。本日の議事録署名人は、5番中西瞳委員、6番阪上秀一委員にお願いします。

それでは、総会を始めます。事務局長から、諸般の報告をお願いします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第94号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定に件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第94号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。1件目、申請地は、大原野字（地番）と、（地番）、字（地番）、（地番）、（地番）。貸主が（氏名）さんで、借主が（氏名）さんです。令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間で使用貸借です。2件目、申請地は、下佐曾利字（地番）、（地番）、（地番）。貸主が（氏名）さん、借主が（氏名）さんです。令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間で、使用貸借です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。大原野字中部地区担当、中西委員。

○中西委員 はい、特に問題ありません。

○林会長 大原野西部地区担当、嶽委員。

○嶽委員 特に問題はございません。

○林会長 下佐曾利地区担当、平井委員。

○平井委員 特に問題はございません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

（挙手）

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて、報告事項に移ります。

報告第116号 農地法第4条第1項第8号の規定に届出の件を報告いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 報告第116号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件、別紙のとおり

農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

届出者は、(住所)、(氏名)さん。届出地が中筋(地番)、地目は田、地積は833㎡です。転用目的は、診療所・物販・共同住宅、造成期間が令和5年6月1日から30日間、建設期間が令和5年7月25日から280日間。施設の概要は、鉄筋の4階建て延床面積が1,105.81㎡と聞いております。生産緑地としては、既に解除されている農地になります。

○林会長 確認委員の意見を伺います。今里委員。

○今里委員 特に問題はないと思います。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、続いて、報告第117号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第117号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件、別紙のとおり農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、譲受人(住所)、(氏名)。譲渡人(住所)、(氏名)さん。届出地、南ひばりガ丘(地番)、地目、田、地積は664㎡。耕作者は現在なし。転用目的は住宅造成・戸建宅地・道路・ゴミ置場。造成期間は令和5年4月15日から4カ月間。建設期間は令和5年9月1日から8カ月間。施設の概要は戸建住宅で木造2階、1棟当たり平均約100㎡、権利の種類は所有権、令和5年3月5日に生産緑地の制限解除済の農地です。

2件目、譲受人(住所)、(氏名)。譲渡人(住所)、(氏名)さん。届出地、逆瀬川(地番)と(地番)番。それぞれ畑、地積は247㎡と23㎡。耕作者は現在なし。転用目的は露天駐車場。造成期間は令和5年9月1日から30日間。建設期間は令和5年10月1日から30日間。施設の概要は露天貸駐車場。面積は5台分の駐車場です。権利の種類は所有権。その他として、昭和44年頃から一部農機具用倉庫と進入路として利用していたため、始末書が添付されております。

3件目、譲受人(住所)、(氏名)。譲渡人(住所)、(氏名)さん、届出地は、山本西(地番)、地目は畑、地積は836㎡。耕作者は現在なし。転用目的は一戸建分譲住宅。造成期間は令和5年6月1日から150日間。建設期間は令和5年10月1日から120日間。施設の概要は戸建住宅。木造2階建ての7棟。1戸の面積は約100㎡。権利の種類は所有権。令和5年2月24日に生産緑地の制限解除済の農地です。

4件目、譲受人(住所)、(氏名)。譲渡人(住所)、(氏名)さん。届出地、中山寺(地番)、地目は畑、面積283㎡。耕作者は現在なし。転用目的は戸建住宅。造成期間は所有権移転後80日間。建設期間は、土地造成後120日間。施設の概要は戸建住宅、木造2階建て3棟。各1戸の延床面積は約105㎡。権利の種類は所有権。水利組合の同意書、隣接農地同意書が添付がありました。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、3件目、阪上勝弥委員。

○阪上委員 問題はありませんでした。

○林会長 2件目、平塚委員。

○平塚委員 特に問題はありません。

○林会長 4件目、今里委員。

○今里委員 特に問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、続いて、報告第118号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第118号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件、別紙のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年6月2日から令和5年3月6日。耕作面積、2,733㎡。納税猶予農地、中筋(地番)、外4筆、合計5筆、全て自作地で合計2,733㎡。証明年月日は令和5年3月6日。願出地は、中筋(地番)、畑、714㎡。中筋(地番)、畑、714㎡。(地番)、田、150㎡。(地番)、田、72㎡。(地番)、田、1,028㎡。現況は植木。

2件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年3月17日から令和5年3月9日。耕作面積、2,981㎡。納税猶予農地は、山本丸橋(地番)、外5筆、合計6筆、全て自作地で合計2,981㎡。証明年月日は、令和5年3月9日。願出地は、山本丸橋(地番)、田、568㎡のうち320㎡。現況は水稲。(地番)、畑、423㎡。(地番)、田、366㎡。(地番)、田、245㎡。現況は植木。山本丸橋(地番)、田、565㎡。(地番)、田、1,062㎡、現況は肥培管理地。

3件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年3月14日から令和5年3月9日。耕作面積は954㎡。納税猶予農地は、山本丸橋(地番)。1筆で、自作地、田、合計954㎡。証明年月日は令和5年3月9日。願出地は、山本丸橋(地番)、田、954㎡、現況は植木です。

4件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年3月28日から令和5年3月23日。耕作面積1,211㎡。納税猶予農地は口谷東(地番)、外3筆、合計4筆。全て自作地で、合計1,211㎡。証明年月日は令和5年3月23日。その他としまして、願出地口谷東(地番)、畑、67㎡。(地番)、畑、231㎡。現況は植木、果樹。(地番)、畑、326㎡のうち、277㎡。(地番)、畑、636㎡。

5件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年3月24日から令和5年3月29日。耕作面積は1,160㎡。納税猶予農地は長尾町(地番)、外1筆、合計2筆。全て自作地で、1,160㎡。証明年月日は令和5年3月29日。願出地は長尾町(地番)、田、595㎡。口谷東(地番)、田、565㎡。現況は植木。

6件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年4月4日から令和5年3月29日。耕作面積は、5,610㎡。納税猶予農地は、中筋(地番)、外3筆、合計4筆。全て自作

地で、5,610㎡。証明年月日は令和5年3月29日。願出地は、(地番)、田、2,161㎡。現況、
水稲。(地番)、田、1,537㎡。現況は水稲と畑。中筋山手(地番)、畑、1,358㎡。(地番)、
1、畑、554㎡。現況は植木。

○林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案1件、報告
3件についての審議等は、終了いたします。これもちまして、令和5年第4回総会を閉会いた
します。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

5番 中 西 瞳

6番 阪 上 秀 一